

開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養(補償) 給付たる療養の費用の受任者払の取扱規程

1 目的

本取扱規程は、施術所の開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る療養の費用に関し、柔道整復師が被災労働者から受領の委任を受けたときに、所轄署長が療養の費用を支払う場合(以下「受任者払」という。)の取扱いを定めることを目的とする。

なお、上記の「施術所」、「療養の費用」及び「所轄署長」とは、以下のとおりである。

- (1) 「施術所」とは、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第2項に規定する柔道整復師の業務を行う場所をいう。
- (2) 「療養の費用」とは、労働者災害補償保険の療養(補償)給付たる療養の費用をいう。
- (3) 「所轄署長」とは、被災労働者の事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長をいう。

2 指名施術所

施術所の所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「所轄局長」という。)は、次に定める要件に該当する場合には、柔道整復師に係る療養の費用について受任者払を認める施術所(以下「指名施術所」という。)として指名することができる。

- (1) 指名の対象となる施術所は、柔道整復師法施行規則第18条(施術所の構造設備基準)及び第19条(衛生上必要な措置)に適合していること。
- (2) 指名施術所で施術を行う柔道整復師は、本取扱規程の諸事項を遵守する者であること。
- (3) 施術所において受任者払の受任者となるべき者(「3 受任者」参照)は、他の柔道整復師から、あらかじめ、当該柔道整復師が担当した施術に係る療養の費用に関し、受任者になることについて同意を得ていること。
- (4) 過去に指名の取消し(「9 指名の取消し」参照)を受けた施術所である場合は、原則として取り消し後5年を経過していること。

3 受任者

指名施術所の受任者は、次の柔道整復師とすること。

- (1) 開設者である柔道整復師が指名施術所で施術を行う場合は、開設者である柔道整復師を受任者とすること。
- (2) 開設者である柔道整復師が指名施術所で施術を行わない場合又は開設者が柔道整復師でない場合は、当該施術所で施術を行う柔道整復師の中から開設者が選任した者を受任者とすること。

4 受任者としての遵守事項

- (1) 受任者は、次の「5 実施上の注意点」の各項目を遵守するとともに、他の柔道整復師に対しても遵守するよう指導すること。

また、他の柔道整復師が担当した施術内容について適時把握し、適正な施術料金の請求が行われるよう努めること。

- (2) 受任者は、施術所の廃止等により指名施術所の存続ができなくなったとき又は所轄局長に提出した申請書、柔道整復師施術費用の受任者払に係る同意書、受任者選任届及び指定薬局・指名機関登録(変更)報告書(「6 指名申請」の(1)及び(2)参照)に変更があったときは、速やかに所轄局長に届け出ること。

5 実施上の注意点

- (1) 労災保険柔道整復師施術料金算定基準(昭和53年3月16日付け基発第154号通達、以下「算定基準」という。)で定める料金以外の料金を被災労働者又は事業主より徴収しないこと。
- (2) 療養の費用請求書は、必要の都度被災労働者から提出させること。
施術が長期にわたると見込まれる場合等であっても、療養の費用請求書に、事業主等に予め事業主の証明をさせたり又は請求人に請求者欄と委任状欄にあらかじめ記名押印(又は署名)させたりしないこと。
- (3) 移送費(いわゆる通院費)については、受任者払の対象とならないのでその請求は被災労働者

から直接所轄署長宛て行わせること。

6 指名申請

- (1) 受任者払を希望するときは、受任者となるべき者が、自己の名で「開設者以外の柔道整復師が担当した施術に係る受任者払の指名施術所申請書」(別添様式第1号、以下「申請書」という。)に、次のア及びイの書類を添付したうえで、所轄局長に提出すること。
また、開設者が受任者を選任した場合(開設者自らが受任者となる場合を除く。「3 受任者」の(2)参照)は、次のウの書類を併せ添付すること。
ア 「柔道整復師法第19条第1号の規定に基づく施術所の届出」(写)
イ 「柔道整復施術費用の受任者払に係る同意書」(様式第1号 - 2)
ウ 「受任者選任届」(様式第1号 - 3)
- (2) 指名を受けた施術所(「7 指名の通知」の(1)参照)にあっては、別に定める「指定薬局・指名機関登録(変更)報告書」(診機様式第22号及び第23号)を所轄局長に提出する必要があること。
- (3) 開設者である柔道整復師が受任者となる場合(「3 受任者」の(1)参照)にあっては、上記(1)の指名申請手続きにより、開設者自らが行う施術所についても受任者払の取扱いができるものであること。

7 指名の通知

申請書を受理した所轄局長は、「2 指名施術所」に定める要件を調査し、次により申請者に通知すること。

- (1) 「2 指名施術所」に定める要件に該当するとして指名施術所の指名を行う場合は、「指名施術所の指名通知書」(様式第2号)により通知する。
- (2) 「2 指名施術所」に定める要件に該当しないとして指名施術所の指名を行わない場合は、「施術所の非指名通知書」(様式第3号)に指名しないことの理由を記載し通知する。

8 指名の期間

指名期間は、指名の日から起算して2年とし、次の場合は除き、期間満了の日の翌日において、更に2年間順次更新したものとすること。

- (1) 被災労働者と受任者との間で受領委任に関し支障があった場合等(指名の取消しを行った場合を除く。)であって、期間満了の日の1か月前までに指名を行った都道府県労働局長が更新しない旨の通知を行った場合。
- (2) 受任者から更新しない意思表示があった場合。

9 指名の取消し

指名を行った所轄局長は、指名施術所の柔道整復師が次の各号に該当する場合は、指名施術所の指名の取消しをすることができる。

この場合は、「指名施術所の指名取消し通知書」(様式第4号)により、受任者に対しその理由を付して通知すること。

- (1) 療養の費用の請求内容に架空の請求等の不正又は不当の事実が認められたとき。
- (2) 本取扱規程に定める諸事項に違背したとき。
- (3) その他受任者払の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

10 適用

本取扱規程は、平成16年2月1日から適用する。